

議第48号

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年呉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

付 則

（施行期日）

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については，平成33年3月31日までの間は，なお従前の例による。

（提案理由）

指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。